

沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金 公募要領

1 目的

沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承する平和ガイドの育成・確保を図るため、平和ガイドの育成に取り組む団体等が実施する人材育成事業を支援することにより、持続可能な平和継承体制の構築に資することを目的とする。

2 補助金概要

- (1) 補助金名：沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金
- (2) 対象期間：交付決定の日から令和9年2月28日まで
- (3) 補助事業者の要件：次の要件をすべて満たすもの
 - ア 県内に主たる事務所を有する法人、団体であること。
 - イ 平和ガイドの育成に関する実績又はノウハウを有すること。
 - ウ 平和教育又は人材育成に関する専門性を有すること。
 - エ 既存の平和ガイドとの連携体制を構築できること。
 - オ 平和継承に関する人材育成を主目的とし、公益性を有する取組を実施する者であること。
 - カ 事業成果は公益性を有し、特定の個人や業者のみに帰属するものでないこと。
 - キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - ク 暴力団又は暴力団員に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (4) 補助対象事業
平和ガイドの育成を目的として実施する次に掲げる事業に係る費用の一部を補助するものとする。
 - ア 学習カリキュラムの構築
 - イ 研修の実施（座学研修、実地研修、ガイド技術研修等）
 - ウ 教材の開発・作成
 - エ 既存ガイドとの連携・交流事業
 - オ その他、平和ガイドの育成に資すると知事が認める事業

3 申請の書類

- (1) 補助金応募申請書
- (2) 事業内容の説明資料（任意様式・A4版10枚以内）
パワーポイント等を用いて、事業内容の説明資料をA4版10枚以内で作成すること。写真、イラスト、図表等を用いてわかりやすい資料とすること。
- (3) 沖縄県平和ガイド人材育成事業計画書（別紙1）

- (4) 収支予算書
- (5) 団体等の定款、会則、規約又は法人登記等これに準ずるもの
- (6) 団体等の事業概要を記載した書類（団体等の当該年度の事業計画書等）
- (7) 平和ガイド育成に関する実績又はノウハウを証する書類
- (8) 誓約書（別紙2）
- (9) 共同企業体協定書、質問票（必要に応じて）
- (10) その他知事が必要と認める書類

4 対象経費

経費区分	補助対象経費	補助率
①研修実施に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（受講者の人件費を除く） ※人件費は補助対象経費総額の50%以内とする。 ・ 講師謝金 ・ 講師旅費 ・ 会場使用料 ・ 教材作成費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 消耗品費 	9/10 以内
②研修受講に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座受講料 ・ 研修参加費 	
③その他諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他知事が必要と認める経費 	

※補助金交付の上限：10,000千円

※予算額を超過する申請があった場合、予算の範囲内において補助金交付額を減額修正することがあります。

5 対象外経費

- (1) 補助事業者の役員の人件費
- (2) 補助事業の実施に直接関係のない経費
- (3) 国、県、市町村等の他の補助金等の交付を受けている経費
- (4) 会食・飲食費
- (5) 財産の取得、土地・建物の購入費
- (6) 補助事業者における経常的な経費（所有する施設・設備の使用料など）
- (7) 消費税及び地方消費税
- (8) 補助対象期間外に発生した経費
- (9) 証憑書類（領収書等）が確認できない経費
- (10) その他、補助金の交付目的に照らして適当でない経費

6 事務処理について

本補助事業の事務処理（経理処理や証憑の整理等）については、原則として最新の「経済産業省補助事業事務処理マニュアル」に基づき適正に行うこと。

7 応募に関する注意点

- (1) 応募は一事業者につき1件とし、提出書類を審査の上、予算の範囲内で決定する。
- (2) 同一の内容で国や公共団体等の助成制度（委託事業を含む）による助成を受けている場合や、採択が決定している場合は、審査の対象外となるか、または採択（内定）が取り消される場合があります。
- (3) 交付決定された場合でも、補助金交付額は審査・査定の結果により申請額と異なる場合があります。
- (4) 交付決定後は、補助対象経費を他の経費と分けて管理し、収支に関する証拠書類を補助期間終了の翌年度から起算し5年間保存する義務があります。
補助対象経費の支払いは、銀行振込等の証跡が残る方法を原則とすること。
- (5) 応募にあたっては、補助金交付要綱、実施要領等をよく確認してください。

8 応募の手続き

(1) 応募にかかる質問

疑義がある場合は、質問票を記入のうえ、電子メールにより提出すること。
電話での質問は受け付けません。

ア 質問受付期限：令和8年6月18日（木）正午（厳守）

イ 提出先：沖縄県 知事公室 平和・地域外交推進課 担当 真座

ウ 電子メールアドレス：aa071706@pref.okinawa.lg.jp

※メールの件名は「沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金」とすること。

※質問に対する回答は、令和8年6月22日（月）17時までに沖縄県平和・地域外交推進課ホームページに掲載する。

(2) 補助金応募申請書等の提出

補助金応募申請書等は、県が指定する様式で作成してください。

申請書類は、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限内に必ず到着すること。FAXによる提出は受け付けません。

書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事があります。提出前に必ず申請書類等の内容を十分に確認してください。

ア 提出期限：令和8年6月25日（木）正午（必着）

イ 提出先：沖縄県 知事公室 平和・地域外交推進課 担当 真座

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁1階

ウ 提出部数：補助金応募申請書等は8部（正本1部、副本（複写）7部）

書類はA4版縦置き・片面印刷・横書きとし、長辺の左側を2穴あけて、左上をクリップ留めのうえ提出すること。

9 受託事業者の決定

(1) 第一次審査

応募者については、上記2(3)に定める補助事業者の要件を満たしているか、補助事業者として適格であるか確認するため、書類審査を行う。

審査結果は、選定された者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所および時間を通知します。

選定されなかった者に対しては、結果のみを電話、電子メールまたは文書により通知します。

結果通知日：令和8年6月29日(月)までに通知予定

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において、応募者は提出資料に基づき事業内容や経費等を説明し、質疑応答を行う。選定委員会はその内容を審査し、補助候補事業者の順位を決定する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 審査においては、提出した応募申請書等を用いて説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ プレゼンテーションは、令和8年7月6日(月)から10日(金)の間に県本庁舎又は周辺会議室で開催を予定しており、詳細は、後日連絡する。

(3) 評価基準

選定委員会では、以下の観点から審査を行う。

ア 事業の目的・必要性

イ 事業内容の妥当性

ウ 実施体制

エ 公益性

オ 予算の適正性

カ 継続性・発展性

(4) 選定結果については、選定審査会で決定後、令和8年7月13日(月)から17日(金)の間に通知する。

(5) 補助対象事業の内定を受けた事業者は、沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金交付要綱第6条に定める補助金交付申請書(様式第1号)等必要書類一式を提出すること。

10 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 補助金応募申請書等の作成に要する経費、審査参加に要する経費等、企画提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された補助金応募申請書、審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 補助事業者の選定にあたっては、提案内容を総合的に評価し決定するため、補助金応募申請書等をもとに実施段階において予算や諸事情を勘案し、県と協議のうえ実施内容を決定する。したがって、提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 補助金交付要綱、実施要領、公募要領等に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

11 スケジュール【予定】

内 容	主体	時 期
公募開始	県	6月9日(火)
質問書の提出期限	事業者→県	6月18日(木) 12時
応募申請書の提出期限	事業者→県	6月25日(木) 12時
一次審査結果通知日	県→事業者	6月29日(月)(予定)
選定委員会の開催	県	7月6日(月)から10日(金)の間
補助対象事業の内定	県→事業者	7月13日(月)から17日(金)の間
補助金の交付申請	事業者→県	7月17日(木)以降
補助金の交付決定(決定書送付)	県→事業者	7月下旬頃
事業の実施	事業者	交付決定日から令和9年2月末
進捗確認、中間検査	県→事業者	事業実施期間中
補助事業実績報告書の提出	事業者→県	補助事業の完了日から30日を経過した日又は令和9年2月末のいずれか早い日
確定検査	県	令和9年3月上旬
補助金の確定(確定書類の送付)	県→事業者	令和9年3月中旬
補助金の請求	事業者→県	令和9年3月下旬
補助金の支払	県→事業者	令和9年4月以降

※スケジュールについては、状況により変動します。

12 問い合わせ先・書類提出先

沖縄県 知事公室 平和・地域外交推進課 担当：真座

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 電話：098-894-2226

aa071706@pref.okinawa.lg.jp